

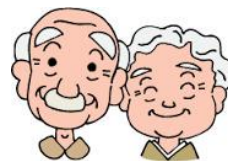
# お知らせ 診療費減免制度（無料低額診療事業）

## 診療費の減額ができる場合があります

**無料低額診療事業**と呼ばれる制度で、経済的な理由によって生活が困難となった方が、必要な医療を受ける機会が制限されることのないよう、法律に基づき無料、または低額な料金で診療を行う事業のことです。

下記のような場合が対象となります

- 医療費の支払いをすると生活が困難になる
- 保険証がない、国民健康保険証が有効期限の短い短期証、資格証明書となり困っている
- 年金収入だけでは医療費の支払いが困難
- 現在の収入だけでは医療費の支払いが困難
- 失業などで医療費の支払いが困難
- 心身の障害のため働けず、収入がほとんどない
- 身の回りに経済的な事情により治療を受けられず困っている人がいる
- 生活保護の相談をしたが対象とならないと言われて困っている



その他、経済的な事情で治療を受けられずお困りの方はまずご相談ください。治療を受けながら、今後のことを一緒に考えていきましょう。

## 〈 手続きにあたって 〉

- 制度を利用できる方は、当院で定める減免基準を満たす方となります。
- 利用には所定の申請書による手続きが必要です。
- 申請の際は、収入の状況を証明できる書類（源泉徴収票など）が必要となる場合があります。
- この制度は生活状況が改善されるまでの一定期間について利用していただくものです。
- 生活が安定されるよう、この制度のみならず公的制度などの活用もご相談させていただきます。

## 手続き等、まずはご相談下さい

お気軽にご相談ください！

